

平成24年 No.10

国立大学法人東京学芸大学組織運営規程の一部を改正する規程

制定理由

現職教員研修支援センターの廃止に伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

平成24年 3 月 21 日 役員会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学組織運営規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成24年3月22日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成24年規程第6号

国立大学法人東京学芸大学組織運営規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学組織運営規程の一部改正について

改正理由：現職教員研修支援センターの廃止に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (<u>センター及び施設</u>) 第15条 本学に、次の<u>センター及び施設</u>を置く。 (1) 環境教育研究センター (2) 教育実践研究支援センター (3) 留学生センター (4) 国際教育センター (5) 教員養成カリキュラム開発研究センター (6) 保健管理センター (7) 情報処理センター (8) 理科教員高度支援センター (9) 放射性同位元素総合実験施設 (10) 有害廃棄物処理施設 (11) 学生相談センター (12) 学生キャリア支援センター 2 前項第4号及び第5号のセンターは、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第143条の2第1項に定める施設とする。 3 第1項の<u>センター及び施設</u>に関し必要な事項は、別に定める。 〔省略〕 <u>附 則</u> 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。 2 <u>東京学芸大学現職教員研修支援センター規程（平成12年規程第5号）は、廃止する。</u>	〔省略〕 (<u>施設及びセンター</u>) 第15条 本学に、次の<u>施設及びセンター</u>を置く。 (1) 環境教育研究センター (2) 教育実践研究支援センター (3) 留学生センター (4) 国際教育センター (5) 教員養成カリキュラム開発研究センター (6) 保健管理センター (7) 情報処理センター (8) 理科教員高度支援センター (9) 放射性同位元素総合実験施設 (10) 有害廃棄物処理施設 (11) <u>現職教員研修支援センター</u> (12) 学生相談センター (13) 学生キャリア支援センター 2 前項第4号及び第5号のセンターは、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第143条の2第1項に定める施設とする。 3 第1項の<u>施設及びセンター</u>に関し必要な事項は、別に定める。 〔省略〕